

# 鳥取県県土整備部が実施する公共測量に係る測量法Q&A

令和6年9月

## 測量法全般

Q 1	測量法に係る手続きの詳細が分かるマニュアルはないか。
A 1	測量法に係る手続きの詳細は、「公共測量の手引き」に従ってください。 「公共測量の手引き」は国土地理院ホームページ 「 <a href="https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/">https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/</a> 」から閲覧してください。
Q 2	測量法に係る国土地理院への問い合わせは、事務所毎に行ってもよいか。
A 2	直接、事務所(若しくはコンサル担当者)から、国土地理院に確認してください。 なお、質問及び国土地理院の回答については、当Q&Aに追記するので、技術企画課に情報提供をお願いします。 (参考)国土地理院の回答 「測量法に係る問い合わせは、本課経由で問い合わせてもらってもよいが、個別事案毎に確認しなければならないこともあるため、本課経由では時間がかかり、かつ正確な情報が得られないこともあるので、疑問が生じた都度、事務所から問い合わせってもらう方が効率的でありたい。問い合わせ先は、国土地理院中国地方測量部メール「 <a href="mailto:gsi-cg7-kokyo@gxb.mlit.go.jp">gsi-cg7-kokyo@gxb.mlit.go.jp</a> 」にお願いしたい。」

## 公共測量の永久標識又は一時標識を設置した際の通知事項、公表項(法第21条第1項)

Q 1	永久標識又は一時標識を設置した際、どのような情報を公表する必要があるか。
A 1	法第21条第1項及び施行規則第1条の四に基づき、その種類、所在地、設置した年月日を公表する必要があります。

## 公共測量の永久標識又は一時標識の維持(法第21条第3項)

Q 1	基準点現況調査報告書は、どういった場合に報告するのか。またいつ提出するのか。
A 1	公共測量のため、基本測量又は公共測量の基準点を使用しようとした際、基準点が使えない(杭がない、損傷している等)場合に、その都度報告が必要です。
Q 2	測量成果提出後も、永久標識の維持管理は測量計画機関が行うのか。 その場合、定期的に改測しなければならないのか。
A 2	公共測量により設置した永久標識は、測量計画機関が維持管理する必要があります。 定期的な改測は必要ありませんが、地震等により成果の改定が必要となった場合は、国土地理院から改定方法等について周知されます。

## 永久標識の移転・撤去・廃棄の通知(法第23,37,39条)

Q 1	公共測量により設置した永久標識を、工事により移転・撤去・廃棄する場合、国土地理院長への通知、県知事への通知、インターネットでの公表は必要か。
A 1	永久標識を移転・撤去・廃棄する場合、国土地理院長への通知、県知事への通知、インターネットでの公表が必要です。 なお、一時標識を移転・撤去・廃棄する場合、県知事への通知、インターネットでの公表は必要ですが、国土地理院長への通知は不要です。

## 鳥取県県土整備部が実施する公共測量に係る測量法Q&A

Q 2	永久標識又は一時標識を移転・撤去・廃棄した際、どのような情報を公表する必要があるか。
A 2	法第23条第1項及び施行規則第1条の五に基づき、その種類、旧所在地、移転・撤去・廃棄の別及びその年月日、移転後の所在地を公表する必要があります。
Q 3	永久標識又は一時標識を移転・撤去・廃棄した際、旧所在地に設置した測量計画機関に通知する必要はないか。
A 3	法第23条第1項で規定されている、敷地の所有者又は占有者とは、旧所在地に永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関を指しますので、通知が必要となります。

### 測量標の使用(法第26条)

Q 1	測量法の手続きを行ってない測量成果(手続きを行わず設置した基準点等)を使用する場合、使用承認の手続きは必要か。
A 1	公共測量で得られた測量成果を使用する場合、測量法の手続きを行ってないものであっても使用承認の手続きが必要です。
Q 2	県内部の部(課)、総合事務所間であっても使用承認の手続きは必要か。
A 2	知事部局内であれば、使用承認の手続きは不要です。

### 測量成果の公開(法第28条)

Q 1	基本測量の測量成果を使用する場合、法第28条により、測量記録の謄本の交付は必須か。
A 1	基本測量の測量成果は基準点成果等閲覧サービス一般に公開されており、謄本を取る必要はありません。 (「公共測量の手引き(P42)」の「測量成果及び測量記録の閲覧・交付」参照。)

## 鳥取県県土整備部が実施する公共測量に係る測量法Q&A

### 測量成果検定(法第33条)

Q 1	<p>第三者による測量成果検定の実施は義務か。</p> <p>また、第三者とは会社内の独立した部署(照査部署等)の検定でも良いか。</p>
A 1	<p>測量成果検定については、測量作業規程の準則第15条で定められており、「高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するもの」について測量成果検定を受けることとなっていますが、<u>鳥取県が実施する公共測量については、法第36条の国土地理院の長の技術的助言において、測量成果検定を義務付けられた場合に限り、測量成果検定を受けることとしてください。</u></p> <p>※測量成果検定は、技術的助言で明確に義務付けられた場合に限りです。</p> <p>例えば、「検定を受けられたい。」、「検定を受けてください」という助言は、お願いベースであり、実施を義務付けたものではありません。</p> <p>測量成果検定を受ける場合、費用を別途計上する必要があります。設計業務等標準積算基準書(参考資料)の「第2編測量業務」「第1章測量業務積算基準(参考資料)」「第1節測量業務積算基準」「1-1成果検定」を参照してください。</p> <p>なお、「1-1成果検定」の「1-1-1成果検定の対象」には従わず、国土地理院の長の技術的助言において、測量成果検定を義務付けられた場合に限り、検定を受けることとしてください。</p> <p>また、第三者とは、国土地理院が認定した機関(全国測量設計業協会連合会、各県測量設計業協会等)であり、会社内の第三者機関で検定することはできません。</p>
Q 2	<p>各業務委託の履行期限のピークとなる第4四半期は、測量成果検定機関に検定依頼が殺するため、時間を要し、履行期間内に検定が終わらないことが想定されるが、こういった対応を行えばよいか。</p>
A 2	<p>履行期限に係わらず、測量が完了した段階で検定を受けることとしてください。</p> <p>(例：測量設計業務では、設計より、先に測量が終わるので、設計完了を待たず、測量が完了した段階で検定を受ける。)</p>
Q 3	<p>測量成果検定に時間を要した結果、履行期間内に終わらない場合、履行期間の延長は可能か。</p>
A 3	<p>設計業務等委託契約書第22条第1項における受注者の「その責めに帰すことができない事由」に該当するため、受注者から履行期間延伸の協議があった場合、同条第2項に基づき、履行期間の延長を行ってください。</p>

### 届出関連(法第36条)

Q 1	<p>修正設計等で、新規に基準点を1点のみ新設する場合も、測量法第36条等の手続き(以下「手続き」という。)が必要か。</p>
A 1	<p>基準点を2点以上使用して、基準点を設置する場合、手続きが必要です。</p>
Q 2	<p>小規模な用地測量(例えば1筆のみの測量)も、手続きが必要か。</p>
A 2	<p>小規模な用地測量であっても、基準点を2点以上使用する場合、手続きが必要です。</p>

## 鳥取県県土整備部が実施する公共測量に係る測量法Q&A

Q 3	任意座標で測量する場合も、手続きが必要か。
A 3	任意座標で測量する場合、手続きは不要です。
Q 4	路線測量で、仮BM（路線測量）を設置する場合、手続きが必要か。
A 4	水準点を2点以上使用し、仮BMを設置する場合、手続きが必要です。
Q 5	GNSS測量機を使用して、基準点を設置する場合、手続きが必要か。
A 5	GNSS測量機を使用して、基準点測量を実施する場合、手続きが必要です。
Q 6	測量法の手続きを行ってない測量成果(手続きを行わず設置した基準点等)を使用して公共測量を実施することは可能か。またこの場合も、手続きが必要か。
A 6	<p>公共測量として、作業規程により設置された測量成果であれば、実施可能です。</p> <p>この場合も、測量法の手続きが必要です。</p> <p>なお、実施計画書(法第36条)提出時、測量法の手続きを行ってない測量成果の精度を確認できる資料(網図・精度管理表等)の提出を求めます。</p> <p>また、使用承認手続き(ある場合)が必要となります。</p>
Q 7	災害復旧等、緊急を要する公共測量も、手続きを行った後でなければ現地着手できないか。
A 7	<p>災害復旧等、緊急を要する公共測量も、手続きは必要ですが、手続きと現地着手を同時進行で実施しても構いません。</p> <p>この場合も、出来る限り早く手続きすることで、「精度が確保できない測量計画であったため、手戻りが生じ、余計に時間が掛かった。」、「測量後に手続きした結果、測量済地域だったことが判明し、必要のない測量をして余計に時間が掛かった。」ということが防げます。</p>
Q 8	工事における起工測量も、基準点を使用する場合は手続きが必要か。
A 8	<p>工事の起工測量については、調査設計段階に公共測量の手続きが行われている場合、測量の重複を排除するための調整や技術的助言が必要なく、工事により現況が変わり、他の目的において再利用する測量成果を作成するものではないことから、公共測量に該当していても、公共測量の諸手続を省略することができる運用(国土地理院運用)としています。</p>
Q 9	海岸の深淺測量も、手続きが必要か。
A 9	<p>測量法における「測量」とは土地の測量をいい、これは陸域の測量を指します。</p> <p>従って、水域のみの深淺測量では、手続きは不要です。</p> <p>ただし、港湾における深淺測量等、陸域の測量に付随する深淺測量は、測量法が規定する測量と解されるため、手続きが必要です。</p>
Q 10	実施済の公共測量について、過去に遡って手続きする必要があるか。
A 10	過去に遡って実施する必要はありません。

## 鳥取県県土整備部が実施する公共測量に係る測量法Q&A

### 鳥取県公共測量作業規程

Q 1	作業規程の準則第32条第1項により、基準点測量は原則、永久標識を設置することとなっているが、3級基準点、4級基準点においても、永久標識を設置しなければならないか。
A 1	作業規程の準則第32条第5項により、3級基準点及び4級基準点は、一時標識(標杭又は標鋳)とすることができます。 なお、3級基準点及び4級基準点において、作業規程の準則付録5「永久標識の規格及び埋設方法」( <a href="https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html">https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html</a> )によらない規格及び埋設方法で設置されたものは一時標識となります。